奈良県警察手数料条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第二十五号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

改正する。 奈良県警察手数料条例 (平成十二年三月奈良県条例第四十五号) の 一 部を次のように

円に、 表十五 いう。 免許に係る講習等に関する規則」を「講習規則」に、 」を「千百五十円」に改め、 千百五十円」に改め、 委員会規則第四号」 十六の項中 条第二項において準用する場合を含む。 第九条の表十三の項中 \mathcal{O} を加え、 項の 「二千九百円」 「昭和三十五年政令第二百七十号」 次に 次の 「六百七十五円」を の下につ。 ように加える。 同表十四の項及び十五の項中 を「二千九百五十円」 「千四百五十円」 同表十七の項中「道路交通法施行令」を「令」に、「運転 以下 「講習規則」という。 「七百円」 \subseteq を「千四百円」 を「法第百五条の二第二項」に、 に改め、 の下に に改め、 「法第百四条の四第六項(法第百五 __ 「六千四百五十円」を「六千六百 同項を同表十八の項とし、 」を加え、 に改 同項を同表十七 以下この表におい め、 「平成六年国家公安 「千二百円」を「 の項とし、 て 「千百円 令」 同表 同

					十六	
				記録手数料	運転経歴情報	
			歴情報の記録	の規定に基づく運転経	法第百五条の二第四項	
円	場合にあっては、百	情報の記録を受ける	付と同時に運転経歴	明書の交付又は再交	九百円(運転経歴証	
				請のとき。	記録の申	

第一項」 含む。 「免許証等の 第十条第一 第八号 の下に を「法第百五条の二第二項及び第四項」 更新」 項中 から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、 「又は法第九 「法第百四条の四第六項 に改め、 十五条の二第十 同号を同項第八号とし、 (法第百五条第二項にお <u>.</u> 項 に改め、 を加え、 同項第六号中 同項第七号中 同 同 項中第十七号を第十八号 項第四号中 į, 免許 「免許証 て準用する場合を 証 「第九十二条 \mathcal{O} の有効期間 更新」

に、 同項第五号の次に次の一号を加える。 の更新」を「免許証等の有効期間の更新」に、 「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、 「免許証の更新」を「免許証等の更新」 同号を同項第七号とし、

六 四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者 の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第百六条の 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三 (以下この条において「令」という。 特定免許情報記録手数料)第四十三条第四項各号に掲げる者を除く。 (道路交通法施行

第十条第二項の表を次のように改める。

																-	番号
															手数料	運転免許試験	手数料の種別
									試験	許に係る	自動車免	は準中型	車免許又	中型自動	車免許、	大型自動	事務
	る場合	適用を受け	項の規定の	該当して同	は第五号に	項第三号又	条の二第一	法第九十七	る場合	適用を受け	項の規定の	該当して同	は第二号に	項第一号又	条の二第一	法第九十七	の区分
円)	あっては、七百五十	た者に対する試験に	ることができなかっ	許証等の更新を受け	得ない理由のため免	六号に掲げるやむを	三十三条の六の二第	千九百五十円(令第								千六百五十円	手 数 料 額
							のとき。	受験申請							のとき。	受験申請	徴収時期

	係 車 普 る 免 通 試 許 自 験 に 動	
法第九十七 注第五号に 項の規定の 調の規定の が表示 が表示 が表示 は第五号に は第五号に で同 で見い での がまい に同	る場合 運の規定の 調の規定の 高別を受け	ない場合 ない場合 ない場合
千九百五十円(令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを 得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にた者に対する試験に	千九百円	三千九百円(法第九 十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験(以下「 技能試験」という。 技能試験」という。 して受ける場合にあ っては、六千九百円
の と 験 申 請	の 受 験 申 請	の と 験 き 請

会	種 動 型) 以 許 は 車 自 i	午 二 大 車 特 許 種 特 定 等 一 大 車	
適用を受け条の二第一条の二第一	法第九十七高調の規定の一項の規定の一項の規定の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の<	る場合 適用を受け る場合 で見いて同 で見いて同 で見いて同 で見いて同	ない場合 強用を受け ない場合 ない場合
して受ける場合にあ (サる自動車を使用 大学のは のででは はする自動車を使用 はする自動車を使用	千九百五十円 (令第三十三条の六の二第 三十三条の六の二第 得ない理由のため免 許証等の更新を受け ることができなかっ た者に対する試験に あっては、七百五十 円)	千八百五十円	二千五百円 (技能試 験を公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合にあ っては、三千三百円
受験申請	の 受 験 申 請	のとき。	の と き 。 請

のとき。	六号に掲げるやむを三十三条の六の二第	項第三号又条の二第一	試 許に係る
			第二種免
		る場合	通自動車
		項の規定の	年 ス は 年 免
		該当して同	型自動車
		項第二号に	免許、中
のとき。		条の二第一	車第二種
受験申請	千八百円	法第九十七	大型自動
		ない場合	
		適用を受け	
		項の規定の	
のとき。		条の二第一	
受験申請	千六百円	法第九十七	
	円		
	あっては、七百五十		
	た者に対する試験に		験
	ることができなかっ		に係る試
	許証等の更新を受け	る場合	転車免許
	得ない理由のため免	適用を受け	動機付自
	六号に掲げるやむを	項の規定の	許又は原
のとき。	三十三条の六の二第	条の二第一	自動車免
受験申請	千九百五十円(令第	法第九十七	小型特殊
	十円)		
	っては、四千五百五	ない場合	

		I	
	試 許 仮 験 に 運 系 免		
(法第九十七) (表の二第一) (事の月を受ける場合) (おりまして同) (おりまして同) (おりまして同)	(基)	ない場合 ない場合	は第五号に 適用を受け る場合
千六百五十円	千八百円	四千五百円(技能試 験を公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合にあ っては、七千四百五 十円)	得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、七百五十円)
のとき。	のとき。請	受験申請	

の と き。 詩	二千五十円(法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の 運転について必要な 技能について必要な 技能について行う試 験を公安委員会が提 して受ける場合にあ	準中型自動車免許に係	再試験手数料	Ξ
受検申請	三千八百五十円(公安委員会が提供する場合にあっては、ける場合にあっては、	を受けている者に対す を受けている者に対す が過自動車仮運転免許		
受検申請	三千九百五十円(公安委員会が提供するける場合にあっては、六千九百五十円)	大型自動車仮運転免許、大型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条に対する法第八十九条で対する法第八十九条では、一人では、	検 査 手 数 料	三
受験申請	二千九百五十円(技能試験を公安委員会が提供する自動車を 使用して受ける場合 にあっては、四千七	法第九十七の場合を受ける。		

																								許証	に係る免	運転免許	第二種
																									る場合	交付を受け	規定による
額)	とに二百円を加えた	与える免許一種類ご	ては、千九百円)に、	に対する交付にあっ	円(特定試験免除者	っては、二千百五十)に対する交付にあ	免許取得者」という。	の表において「複数	を受ける者(以下こ	二以上の種類の免許	二種運転免許のうち	一種運転免許又は第	(日を同じくして第	っては、二千百円))に対する交付にあ	試験免除者」という。	の表において「特定	受けたもの(以下こ	同項の規定の適用を	項第三号に該当して	第九十七条の二第一	った者であって、法	けることができなか	免許証等の更新を受	を得ない理由のため	第プ号に掲じるやも

六	五		
記	手 免		
記 許 る 規 第 五 法 録 情 特 定 三 条 第 報 定 に 項 の 九 の 免 よ の 二 十	証 仮 許 種 運 転 免 数	証 仮運転免許	
する 集 第 九 十 五 を に 六 五	証	証の運転免許に係る免許	合 会の二第十 による交付 を受ける場
千五百五十円(特定 録にあっては、千三 百五十円)(複数免 百五十円)(複数免 許取得者に係る記録 にあっては、千三百 にあっては、千三百 にあっては、千三百 にあっては、千三百 が者に係る記録にあっては、千三百 かては、千百五十円)に、与える免許一 加えた額)	千五十円	千百円	二千五百五十円
請 記 の 録 と の き 申	請 再 の と 付 き。	を付のと	き。 交 付 の と

請 か と き。	るものを除く。)及証(仮運転免許に係千五百五十円(免許	用する法第九十二条第定により読み替えて適法第九十五条の三の規
請 記 の み と の き。	千五百円 (法第九十 二条第一項、第九十 五条の二第十一項 しくは第百一条の四 の二第一項の規定に の二第一項の規定に く。)の交付又は法 く。)の交付又は法 付と同時に記録を受 付と同時に記録を受 ける場合にあっては、 百円)	しいでは、項条法等のでは、でののでは、第一人のでは、でののでは、第一人ののでは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
請 記 の と の も き。	八百円	法第百一条 の四の二第 で付申出」 をする場合

七	
手 集 数 許 証 等 更 新	
除る新期録許同の有免 新期の情時更効許 での有報に新期証 を受りまる。)	書 に 六 二 換 よ 条 項 え る の の 免 四 規 許 第 第
田 中 市 で 「 経 由 中 市 で 、 経 第 百 一 条 に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し ま に よ る 経 由 し ま に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 し に よ る 経 由 に よ る 経 由 に よ る 経 由 に よ る 経 由 に よ る 経 由 に よ る 経 由 に よ る に み に か に か に か に か に か に か に か に か に か	書換え による免許情報記録の 二項の規定又は法第百
二千七百五十円	び法第九十五条の二 第四項に規定する免 第四項に規定する名 カードを有する者 (以下この表において 「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。) に係る書換えにあっては、百円) (複数 を許取得者(免許情報記録個人番号カード保有者を を から、) に係る書換えにあっては、百円) (複数 たん では、百円) (複数 では、1円) (をは、1円) (をは、1円) (をは、1円) (をは、1円) (をは、1円) (は、1円)
の 更 新 申 請	

除る新期証時更効 言 く場を間のに新期 。 合受の有免間の を け更効許同のす	元 発 許 情 報	
まる 申出 」 とい まる とき をす をす をす で	経由申請を	しい交び経由いず 更
	千円	千三百円二千八百五十円
ر ع ع	更新申請	の 更 新 申 き。 請

八					
経由手数料					
場合地書館		O 写 弟	の 有 報 び の 有 免 更 効 記 免 更 効 証 所 期 録 許		
場合経由地書換申出をする	とない場合	経由申請を おって、経 由地書換申 とき とき	経由申請をおって、経出申請を出をする場合で	しない場合 経由申請を	経由申請を あって、経 由地書換申 とき とき
千七百円	二千九百五十円	二千八百五十円	二千五百円	二千百円	千九百五十円
のとき。 諸	更新申請	の 更 新 申 請	の と き 。 請	のとき。	の 更 新 申 請

	十 三	± =	+	+	九	
	査 手 数 料 員 審	数料格者証交付手	審查手数料	手数料	手数料 能検査	
技能検定員審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大型自動車免許、中型自動車免許に係る法第カ十九条の二第四項第カ十九条の二第四項第をがある。					経由地書換申出をしな
一万九千八百円	二万三千七百五十円	千百五十円	千三百五十円(公安 動車を使用して受け あ場合にあっては、 こ千百円)	三千六百五十円	千五十円	七百五十円
のとき。 審査申請	の を を き 。 請	き。 交 付 の と	の を 査申請	受検申請	受検申請	のとき。

十 五	十四四	
查 手 数 習 指 導 員 審	数料格者証交付手数習指導員資	
大型自動車免許、中型自動車免許に係る法第自動車免許に係る法第一号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)		特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、 大型自動車第二種免許 中型自動車第二種免許 で、これらの免許 に対応する第一種運転 免許に係る技能検定員 免許に係る技能検定員 免許に係る技能検定員 免許に係る技能検定員 を許に係る技能検定員 がでする事に係る技能検定員 を許に係る技能検定員 といる者に対するもの がでするもの がでするもの がでするもの がでした。 といる者に対するもの がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでした。 がでし。 がでし。 がでし。 がでし。 がでし。 がでし。 がでし。 がでし
一万五千百円	千百五十円	二万二千二百四百五十円
の 審 査 申 請	交付のと	の 審 と 査 申 き。 請

			T	
		十七	十六	
		講習手数料	証交付手数料 国外運転免許	
法第百八条の二第一項	第二号に掲げる講習法第百八条の二第一項	第一号に掲げる講習法第百八条の二第一項		普通自動車免許に係る 教習指導員審査 特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許 大型自動車第二種免許 に対応する第一種運転免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対応する第一種免許 に対するもの の免許 に係る教習指導員 を許に係る教習指導員 を許に係る教習指導員 を許に係る教習指導員 をからの免許 に対応するもの ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
講習一時間について	二千四百円 こついて	八百五十円 講習一時間について	二千二百五十円	一万二千八百五十円 一万二千八百五十円
受講申込	受講申込	き。 講のと	交付申請	の 審 の 審 と 査 と 査 き 申 。 請 。 請

		法第百八 大型自動 その二第 免許、中 号に掲げ 又は準中 の工第 色許、中 を許を受 を許を受 に係る講習 を許を受 に係る講習 を許を受 がするも
講習 免許に係る 番連自動車	準中型自動 を受けて いる者に対 かる者に対 を受けて	に 対 て 免 普 あ 係 動 (年 動 車 大型 自 動 車 を か で の で の で の で の で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で の で で で の で で で の で で の で で で で の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
三千五十円	二千八百円 三千八百円	講習一時間について五十円
き。 講のと	き。 受講 の と	き。 講 の と

	る 講 習 れ	号 一 条 の 二 第 三 八 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	第九号に掲げ	第八号に掲げ	第七号に掲げ	第六号に掲げ	る 月 講 習 排	号 条 法 一項第二 高第五 第五
大型自動二	講 発許に係る る す る	る講習 車免許に係 準中型自動	操げる講習の二第一項	掲げる講習来の二第一項	条の二第一項	掲げる講習来の二第一項	係る 講習 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	係る 講習 大型自動二
講習一時間について	二千百五十円 二千百五十円	二千三百円 二千二百円	九百円講習一時間について	千八百五十円講習一時間について	三千二百円 講習一時間について	千七百五十円 講習一時間について	四千二百円四千二百円	四千三百円四千三百円
受講申込	受講申込	み の と き。	き。	き。	き。 講のと	受講のと	き。講のと	受講のと

	げ 一 条 法 る 号 項 の 第 講 に 第 二 百 習 掲 十 第 八			
項の表の備条の六第一	対良規考項条法第一の表示 大田 では 一の では 一の では 一の では 一の では 一の では 一番 では 一番 では 一番 できる に は 一番 に しゅう に は 一番 に しゅう に しゅう に しゅう は しゅう は しゅう しゅう は しゅう しゅう は しゅん は しゅう は しゅん は しゅん は しゅん しゅん は しゅん は しゅん は しゅん しゅん は しゅん しゅん は しゅん は しゅん は しゅん は しゅん は しゅん	係 転 車 免 許 に	係 輪 普 通 係 る 講習 に	輪車免許に
百円) 講習にあっては、二	五百円(公安委員会の使用に係る電子計の使用に係る電子計算をではる者の使用に係る電子計算をではる者の使用による講習(以下この表にによる講習(以下この表において「オンによる講習」という。 フイン講習」という。 フィン講習」という。 フィン は した 電子計算機と を 電気通信回線で接 を 電気通信回線で接 を 電気通信回線で接 を 電気通信回線で接 を でまる	二千五百五十円 二千五百五十円	二千七百円	二千八百五十円
受講申込	み 受 の 講 と 申 き 込	みのとき。 とき。	み 受 講 申 込 き。	みのとき。

項の表の備 百円) 法第九十五 八百円	大法第 大法第 大法第 大法第 大子の 大子の 大子の 大子の 大子の 大子の 大子の 大子の	対する講習
1円(オンライン1円(オンライン	百百円	
み の と き。	み 受 の 講 と 申 き 込	

	げ 二 一 条 法 る 号 項 の 第 講 に 第 二 百 習 掲 十 第 八	
普通自動車 十七条の二 十七条の二	対応免許 一	満習 満一の二に 大運転者等 のうち特定 を を を を を を を を を を を を を
二千九百五十円	六千六百円	
き。 選講 のと	き 。 講 の と	

 げ 三 条 法 号 写 第 二 諸 に 第 百 習 掲 十 第	
自動車等(これに準ず るものとし 第八条第二 で講習規則 を使用する	等一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一項第一
一万二千九百円	
き。 受 講 の と	

き。		第十号に掲げる講習、問項第十三号に掲げる講習の対象とに掲げる講習の対象と		
受講のと	十円	法第百八条の二第一項	通知手数料	十八
き。	二千五十円講習一時間について	第十六号に掲げる講習法第百八条の二第一項		
き。	二千百円	第十五号に掲げる講習法第百八条の二第一項		
受講のと	講習一時間について	第十四号に掲げる講習法第百八条の二第一項		
き。 講 の と	九千三百五十円	講習を含まない実車等指導		
		下この表に 事等指導」 という。) を含む講習		

備考 た免許証の再交付は、 一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載し 一の免許証の再交付とする。

第十条第三項中「十二の項」を「十三の項」に改め、 同項の表一の項中 「四千円」を

「三千五百五十円」 を「三千六百五十円」 に、 円 千二百五十 四千二百五

十円

「三千八百円」

に、

を 四千四百五

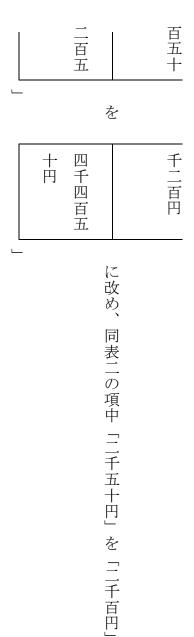
十円

に改め、 同表二の 項中 「六千七百円」 を 「六千三百五十円」

」を「二千九百五十円」 千六百円」に改め、 十二の項」を「十三の項」に、 同表六の項中 「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、 「千九百円」 「六千百円」 を「七千七百五十円」 に改め、 を「千八百五十円」に、 を「六千二百五十円」に、 「二千五十円」を「二千円」に、 同条第四項中 同表の備考一中「十二の項」を「十三の項」に、 に、 に改め、 「十四の項」を「十五の項」に改め、 「千百円」を「千三百五十円」に改め、 「五百円」 同表五の項中 「二千六百五十円」を「二千五百五十円」 「二千百円」を「千九百円」に、 を「五百五十円」に、 同表七の項中 「二千五百五十円」を 「二千三百五十円」を 「二千五百五十円」を 「三百円」を「三百五 同項の表一の項中「 「二千三百五十円 同表 「二千四百円」に、 「二千六百円」 の備考二中「 「七千四百円 に改め、

を「三千八百円」 に、 「三千五百五十円」 を「三千六百五十円」 に、

十四月千二



六百円」 に改め、 項」に、 千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、 三千円」に、 十円を減ずる」を「五十円を減ずる」 一項第十七号」 「千五百円」 に改め、 同表四の 「百五十円を、 「九百円」を「九百五十円」に、 に改める。 を「千五百五十円」に改め、 項及 同表の備考一中 び五 普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、 \mathcal{O} 項中 「十四の項」 「千三百円」 に改め、 同表七の項中「二千五百五十円」を「二千 を「千三百五十円」 を「十五の項」に、「二千四百円」 同条第五項中 同表の備考二中「十四の項」を「十五の 「千百円」を「千三百五十円」に、 第一 に改め、 項第十六号」 同表六の項 を 「百五

第十一条を次のように改める。

第十一条 ていることを証する書面の 以下この条において しなければならない。 自動車の保管場所の確保等に関する法律 `「法」 という。 交付を受けようとする者は、 第四条第一項の規定に基づ (昭和三十七年法律第百四十五号。 保管場所証明交付手数料を納 く保管場所を確保し

2 に定める手数料額を同表の第四欄に定める時期に徴収するものとする。 前項に定める手数料は、 次 \mathcal{O} 表 の第二欄に掲げる事務 \mathcal{O} 区分に応じて同 表の第三欄

交付手数料 明	手数料の種別
とを証する書面の交付 二千百円法第四条第一項の規定に基づ 二千百円	事務の区分
二千百円	手数料額
交付申請	徴収時期

附則

 \mathcal{O} 条例は、 令和七年三月二十四日から施行する。 ただし、 第十 一条の改正規定は、